

平成28年第2回港区議会定例会議案等件名一覧

区長報告3件

- 区長報告第6号 専決処分について（平成28年度港区一般会計補正予算（第1号））
- 区長報告第7号 専決処分について（港区営住宅シティハイツ六本木等整備工事請負契約の変更）
- 区長報告第8号 平成27年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

議案11件

- 議案第51号 港区立公園条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 港区立児童遊園条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 港区立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 平成28年度港区一般会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 工事等委託契約の承認について（赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事）

追加議案4件

- 港区副区長の選任の同意について
- 港区教育委員会委員の任命の同意について
- 港区教育委員会委員の任命の同意について
- 港区監査委員の選任の同意について

(参考)

区長報告 3件		
専決 処分	2件	内訳 平成28年度補正予算 1件 工事請負契約の変更 1件
その他	1件	内訳 予算繰越明許費繰越計算書 1件

議案 11件		
条例	9件	内訳 一部改正 9件
予算	1件	内訳 平成28年度補正予算 1件
その他	1件	内訳 工事等委託契約の承認 1件

追加議案 4件		
人事 案件	4件	内訳 副区長の選任の同意 1件 教育委員会委員の任命の同意 2件 監査委員の選任の同意 1件

平成28年第2回港区議会定例会議案等の概要

区長報告第6号

【企画経営部財政課】

専決処分について（平成28年度港区一般会計補正予算（第1号））

本件は、平成28年度港区一般会計補正予算について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

- 専決処分の日 平成28年6月21日
- 補正予算額 1億269万1,000円
- 概 要 平成28年7月31日執行の東京都知事選挙に要する経費を計上します。

区長報告第7号

【総務部契約管財課】

専決処分について（港区営住宅シティハイツ六本木等整備工事請負契約の変更）

本件は、平成26年第4回定例会で承認され、平成27年第3回定例会で契約金額の変更を報告した港区営住宅シティハイツ六本木等整備工事請負契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日（契約変更の日）
平成28年6月6日
- 変更内容
契約金額 35億7,270万2,640円
→ 37億4,336万4,240円
(1億7,066万1,600円増)
- 理 由 地中障害物に起因する基礎構造の変更及び撤去工事に伴う設計変更による変更

区長報告第8号

【企画経営部財政課】

平成27年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

本件は、平成27年度の歳出予算の経費でその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらなかったものについて、平成28年度に繰り越して使用することとしましたので、報告するものです。

○ 内 容

- (1) 事業名 区内共通商品券発行支援
繰越額 386万3,353円
理由 プレミアム付商品券発行補助金について、発行から換金までの事務が平成28年度に及ぶため。
- (2) 事業名 赤坂地区公園維持管理事業
繰越額 1億180万7,960円
理由 旧乃木邸耐震補強工事が平成28年度に及ぶため。

議案第51号

【街づくり支援部土木施設管理課】

港区立公園条例の一部を改正する条例

本案は、公園の活性化を図り、多くの区民の利用を促進することにより更なるにぎわいを創出するため、指定管理者に行わせることができる業務に「公園の利用の促進に関する業務」を追加するとともに、芝浦公園の位置を変更するものです。

○ 内 容

- (1) 指定管理者に行わせることができる業務に「公園の利用の促進に関する業務」を追加します。
- (2) 芝浦公園の位置を変更します。
・芝浦三丁目1番2号 → 芝浦一丁目16番25号

○ 施行期日 公布の日

議案第52号

【街づくり支援部土木施設管理課】

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

本案は、公園の活性化を図り、多くの区民の利用を促進することにより更なるにぎわいを創出するため、指定管理者に行わせることができる業務に「公園の利用の促進に関する業務」を追加するものです。

○ 内 容

指定管理者に行わせることができる業務に「公園の利用の促進に関する業務」を追加します。

○ 施行期日 公布の日

議案第53号

【街づくり支援部土木施設管理課】

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

本案は、児童遊園に指定管理者制度を導入するものです。

- 内 容 指定管理者制度の導入に必要な規定を定めます。
- 施行期日 公布の日

議案第 5 4 号 **【街づくり支援部建築課】**
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、愛宕地区地区計画の都市計画決定の変更に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容
 - (1) 地区整備計画の名称を変更します。
 - ・愛宕地区再開発地区整備計画 → 愛宕地区地区整備計画
 - (2) 地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
 - (3) 計画地区に「I 地区」を加えます。
- 施行期日 公布の日

議案第 5 5 号 **【子ども家庭支援部保育担当】**
港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するものです。

- 内 容
 - (1) 多子世帯（区民税所得割課税額 77, 101 円未満）の保育料負担例）小学校 4 年生、5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 4 年生	—	第 1 子として算定
5 歳児（教育認定）	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	半 額
4 歳児（教育認定）	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

- (2) 多子世帯（区民税所得割課税額 57,700 円未満）の保育料負担
例）小学校 1 年生、2 歳児、0 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 1 年生	—	第 1 子として算定
2 歳児（保育認定）	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	半 額
0 歳児（保育認定）	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

- (3) ひとり親世帯等（区民税所得割課税額 77,101 円未満）の保育料負担

例）小学校 4 年生、5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 4 年生	—	第 1 子として算定
5 歳児（教育認定）	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	無 料
4 歳児（教育認定）	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

例）2 歳児、0 歳児がいる場合

	現 行	改正後
2 歳児（保育認定）	全 額	半 額
0 歳児（保育認定）	無 料	

- 施行期日 公布の日（平成 28 年 4 月分以後の保育料について適用）

議案第 56 号

【みなと保健所生活衛生課】

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 風俗営業に該当する公衆浴場について、営業してはならない時間の範囲を変更します。
- ・午前 0 時から日出時まで
 - 午前 0 時から午前 6 時まで
- 施行期日 公布の日

議案第 57 号

【子ども家庭支援部保育担当】

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するものです。

○ 内 容

- (1) 多子世帯（区民税所得割課税額 57,700 円未満）の保育料負担
例) 小学校 1 年生、3 歳児、1 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 1 年生	—	第 1 子として算定
3 歳児	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	半 額
1 歳児	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

- (2) ひとり親世帯等（区民税所得割課税額 77,101 円未満）の保育料負担

例) 小学校 1 年生、3 歳児、1 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 1 年生	—	第 1 子として算定
3 歳児	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	無 料
1 歳児	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

例) 3 歳児、1 歳児がいる場合

	現 行	改正後
3 歳児	全 額	半 額
1 歳児	無 料	

- 施行期日 公布の日（平成 28 年 4 月分以後の保育料について適用）

議案第 58 号

【教育委員会事務局学務課】

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するものです。

○ 内 容

- (1) 多子世帯（区民税所得割課税額 77,101 円未満）の保育料負担
例) 小学校 4 年生、5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 4 年生	—	第 1 子として算定
5 歳児	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	半 額
4 歳児	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

- (2) ひとり親世帯等（区民税所得割課税額 77,101 円未満）の保育料負担

例) 小学校 4 年生、5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 4 年生	—	第 1 子として算定
5 歳児	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	無 料
4 歳児	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

例) 5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
5 歳児	全 額	半 額
4 歳児	無 料	

- 施行期日 公布の日（平成 28 年 4 月分以後の保育料について適用）

議案第 59 号

【選挙管理委員会事務局】

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるものです。

- 内 容 選挙運動における自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に係る経費について、公費負担の限度額を引き上げます。
- ・自動車の借入れ（1 日当たり）
15,300 円 → 15,800 円
 - ・自動車の燃料購入（1 日当たり）
7,350 円 → 7,560 円

- ・ビラの作成（1枚当たり）
7円30銭 → 7円51銭
- ・ポスターの印刷（1枚当たり）
510円48銭 → 525円6銭
- ・ポスターの企画
301,875円 → 310,500円

○ 施行期日 公布の日

議案第60号

【企画経営部財政課】

平成28年度港区一般会計補正予算（第2号）

本案の概要は、別表のとおりです。

議案第61号

【総務部契約管財課】

工事等委託契約の承認について（赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事）

本案は、赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事について、工事等委託契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | |
|------------|--|
| (1) 工事場所 | 港区赤坂四丁目1番先から港区赤坂四丁目9番先まで（特別区道第583号線及び第588号線） |
| (2) 工事の規模 | 工事区間長 408.00m
管路部 677.29m
特殊部 11か所 |
| (3) 契約金額 | 2億2,628万9,069円 |
| (4) 工 期 | 契約締結の日の翌日から平成30年1月31日まで |
| (5) 契約の相手方 | 北区田端新町一丁目19番10号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社東京支店 |

(追加議案)

港区副区長の選任の同意について

本案は、平成28年7月31日で任期満了となる田中秀司副区長の後任者について、選任の同意を求めるものです。

港区教育委員会委員の任命の同意について

本案は、平成28年7月25日で任期満了となる綱川智久委員の後任者について、任命の同意を求めるものです。

港区教育委員会委員の任命の同意について

本案は、平成28年7月25日で任期満了となる永山幸江委員の後任者について、任命の同意を求めるものです。

港区監査委員の選任の同意について

本案は、平成28年7月25日で任期満了となる高橋元彰委員の後任者について、選任の同意を求めるものです。

議案第60号

平成28年度港区一般会計補正予算(第2号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
2 総務費	千円 19,610,943	千円 581,973	千円 20,192,916	千円 国庫支出金 49,440 繰入金 494,000 諸収入 908 計 544,348	千円 37,625	千円 1 地震などの自然災害の防災対策の充実に要する追加経費を計上 38,533 (1) 台場地域における情報伝達手段の強化を計上 (32,573) (2) 聴覚障害者に対する情報伝達手段の強化を計上 (5,960) 2 多様な活動の場の提供に要する追加経費を計上 494,000 (1) 旧協働会館用地取得を計上 (494,000) 3 いつでもどこでも区民サービスを提供できる体制の実現に要する追加経費を計上 49,440 (1) 通知カード・個人番号カード交付事務を追加 (49,440)
4 民生費	42,452,102	1,107,179	43,559,281	国庫支出金 261,179 繰入金 846,000 計 1,107,179		1 地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進に要する追加経費を計上 261,179 (1) 臨時福祉給付金等支給事業を追加 (261,179) 2 安心して住み続けられる住まいの確保・支援に要する経費を計上 846,000 (1) 高輪三丁目用地取得を計上 (846,000)
5 衛生費	4,824,518	59,940	4,884,458	都支出金 882 諸収入 5,116 計 5,998	53,942	1 安心できる地域保健・医療体制の推進に要する追加経費を計上 3,977 (1) 小児初期救急診療事業を追加 (3,977) 2 感染症対策の強化推進に要する追加経費を計上 55,963 (1) 予防接種事業を追加 (55,963)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
歳出合計	千円 120,432,691	千円 1,749,092	千円 122,181,783	千円 1,657,525	千円 91,567	

	千円
国庫支出金	310,619
都支出金	882
繰入金	1,340,000
諸収入	6,024
計	1,657,525

	千円
繰越金	91,567